

平成 30 年度

第 7 回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成 30 年 10 月 18 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第7回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成30年10月18日(木) 午前9時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時2分

閉会 午前9時52分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	14番	高橋 忠雄
4番	杳澤 弥	15番	佐藤 栄子
5番	伊藤 秀郎	16番	瀬川 等
6番	高橋 廣尚	17番	水戸 義昭
7番	能登 公平	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣(会長)
10番	高橋 伸太郎		

2) 欠席した委員

8番	藤谷 清志
13番	加藤 エリ子

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午前9時2分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第7号 第4回専門委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 農地改良届
 - (4) 申請許可状況

3. 議 案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前9時2分 委員総数 19名中ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、8番 藤谷 清志 委員、13番 加藤 エリ子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、15番 佐藤 栄子 委員、16番 瀬川 等 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告5件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第7号 第4回専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(4番 沓澤 弥 委員、挙手)</p>
議 長	<p>4番 沓澤 弥 委員。</p> <p>(第4回専門委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第7号 第4回専門委員会報告について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は4件、面積12,256㎡であります。解約理由は、整理番号40号は三者に所有権移転するため、整理番号41号は第三者と賃貸借契約するため、整理番号42号、43号は耕作不便のための解約となっております。</p> <p>次に2 使用貸借権合意解約は1件、面積は838㎡であります。解約理由は耕作不便のためとなっております。</p> <p>次に、3 農地改良届が1件であります。場所は相川字街道東10-1、地</p>

<p>議長 議長 議長</p> <p>12番</p> <p>高橋主査</p> <p>6番</p> <p>高橋主査</p> <p>3番</p>	<p>目は田、面積 540 m²で、約 50cm を盛土して有効利用度を高めるためとなっております。</p> <p>次に議案書 3 ページをご覧ください。4 申請許可状況であります。先月の転用案件は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申をうけ、記載のとおり許可しております。</p> <p>また、県知事許可案件についても 9 月 28 日付で許可となっております。報告は以上であります。</p> <p>暫時休憩します。 (午前 9 時 12 分)</p> <p>再開します。 (午前 9 時 20 分)</p> <p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>賃貸借契約合意解約の 42 号と 43 号は機構を介した賃貸であり、双方合意の上の契約でありながら、耕作不便としての解約とはどのような内容か。</p> <p>この契約は、今年 5 月の総会案件であります。賃借人が依頼により手続きを始めたときはまだ雪があるときで、雪解け後に現地を確認したところ、水はけが悪い上に所有農機具が入っていけないことがわかったため解約に至ったものです。</p> <p>関連して、解約された土地は、農業公社が再度貸付を行うのか。また、この土地について、今年度作付けされたのか。</p> <p>この解約は、賃借人から農業公社へ、農業公社から賃貸人への 2 件の解約となっており、農地は賃貸人に返還されております。</p> <p>作付けに関しては、この案件については、一度も作付けせず返還となっております。</p> <p>近隣地域で、賃借人の農地管理についての苦情を受けている。そのようなことも関連しているのかと思うので、事務局でも情報を把握して申</p>
--	--

	<p>請を受けてほしい。</p> <p>今回の案件については、そのような情報は把握しておりませんでした が、農地の幹旋依頼があった場合は、管理状況等を把握しながらできる だけ近い耕作者からお願いしておりますし、今後も同様に進めていくつ もりであります。申請においては機構関連だけでなく、そのような情報 があれば、確認を行いながら十分注意して対応してまいります。</p>
議 長	<p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と します。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説 明)</p> <p>議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法 第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決 定を要す。平成 30 年 10 月 18 日提出。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。3 条使用貸借権設定は 1 件、面積 170 ㎡であります。申請事由は農業者年金の経営移譲となっております。次 に 6 ページと 7 ページをご覧ください。3 条所有権移転は 5 件、面積 3,537 ㎡であります。申請事由は申請番号 31 号、32 号、34 号は贈与、申 請番号 33 号、35 号は経営拡張、売買価格は、総会資料記載のとおりとな っております。説明は以上であります。</p> <p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p>

<p>議 長 1 番</p>	<p>所有権移転申請番号 33 号の売買価格が高額に思われるが、特別な理由があつてのことか。</p>
<p>高橋主査</p>	<p>この土地は、譲受人が先に取得した農地に隣接しており、価格については双方合意によるものと、申請時に確認しております。なお、この農地は現状畑として使用されており、先に取得した農地の南側に位置し、今後一対とした農地として耕作していくとのことであります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかにご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 28 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
<p>議 長 佐藤班長</p>	<p>(議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 29 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 30 年 10 月 18 日提出。説明は以上です。</p>

議 長	<p>ここで、議案書 9 ページの整理番号 211 号は 9 番 高橋 敬悦 委員、整理番号 212 号は 10 番 高橋 伸太郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 211 号を審議しますので、9 番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(9 番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前 9 時 40 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
議 長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 211 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 211 号は、面積 9,248 m²で、新規の設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
佐藤班長	
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 211 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>

議 長	<p>(9番 高橋 敬悦 委員、着席) (午前9時41分)</p> <p>次に、利用権設定整理番号212号を審議しますので10番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(10番 高橋 伸太郎 委員、退席) (午前9時41分)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号212号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号212号は、面積7,948㎡で、再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号212号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(10番 高橋 伸太郎 委員、着席) (午前9時42分)</p>

議 長	<p>次に、議案第 29 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手) 佐藤班長。</p>
議 長 佐藤班長	<p>(議案第 29 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明) 議案書 9 ページから 19 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 38 件、面積は 111,985.88 m²であります。新規の設定は 3 件、再設定が 35 件であります。使用貸借権設定は 2 件、面積は 3,719 m²であります。2 件ともに再設定であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。賃料については、総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法の利用権設定について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、議案第 29 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手) 佐藤班長。</p>
議 長	

佐藤班長	<p>(議案第 29 号農業経営基盤強化促進法所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 20 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法所有権移転は 2 件、面積は 8,172 m²であります。申請事由はともに経営拡張であります。売買価格については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑を行います。何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 29 号農業経営基盤強化促進法所有権移転を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(高橋主査、挙手)</p> <p>高橋主査。</p>
高橋主査	<p>(議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」1 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したので、同条第 3 項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第 5 条第 3 項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第 8 条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。平成 30 年 10 月 18 日提出。</p> <p>議案書 22 ページをご覧ください。今月の申請件数は、所有権移転が 1</p>

件です。

所有権移転申請番号9号、議案付属資料は7ページから12ページをご覧ください。申請内容は国道から自宅までの通路が狭いことから、申請地を取得し通路を拡幅するための転用です。申請地は、成沢字堤端168番8、湯沢市役所から北へ約3.4km、下湯沢駅から南に約0.5kmに位置し、東側は道路、西側は水路、南側は宅地、北側は畑に接しております。農地区分は都市計画区域第1種住居地域であることから第3種農地と判断しました。事業計画は、現在幅2.4mの通路を約1mから1.5m拡幅、整備するもので、事業費は用地取得費250,000円、造成・整地費432,000円、測量・登記経費537,922円、合計1,219,922円となっております。資金計画については、全額自己資金となっており、通帳残高で確認しております。被害防除計画については、国道（歩道）沿いにバリケードを設けて通行人等に被害が発生しないように施工することとし、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理することとしております。許可判断として、現在の通路面積は83㎡で、申請地は2分の1を超えない面積であることや第3種農地であることから特に問題はないと考えます。

説明は以上です。

ここで、現地確認結果について、10番 高橋 伸太郎 委員から報告願います。

(10番 高橋 伸太郎 委員、挙手)

10番 高橋 伸太郎 委員。

議案第30号の現地確認について報告いたします。

9月28日、9番 高橋 敬悦 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。

ただいま事務局より説明がありましたように、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。

議長


議長


10番

議 長	<p>議案第 30 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第 30 号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前 9 時 52 分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

平成 30 年 10 月 18 日

議長 半田好廣 

署名委員 15 番 佐藤采子 

署名委員 16 番 瀬川 尊 